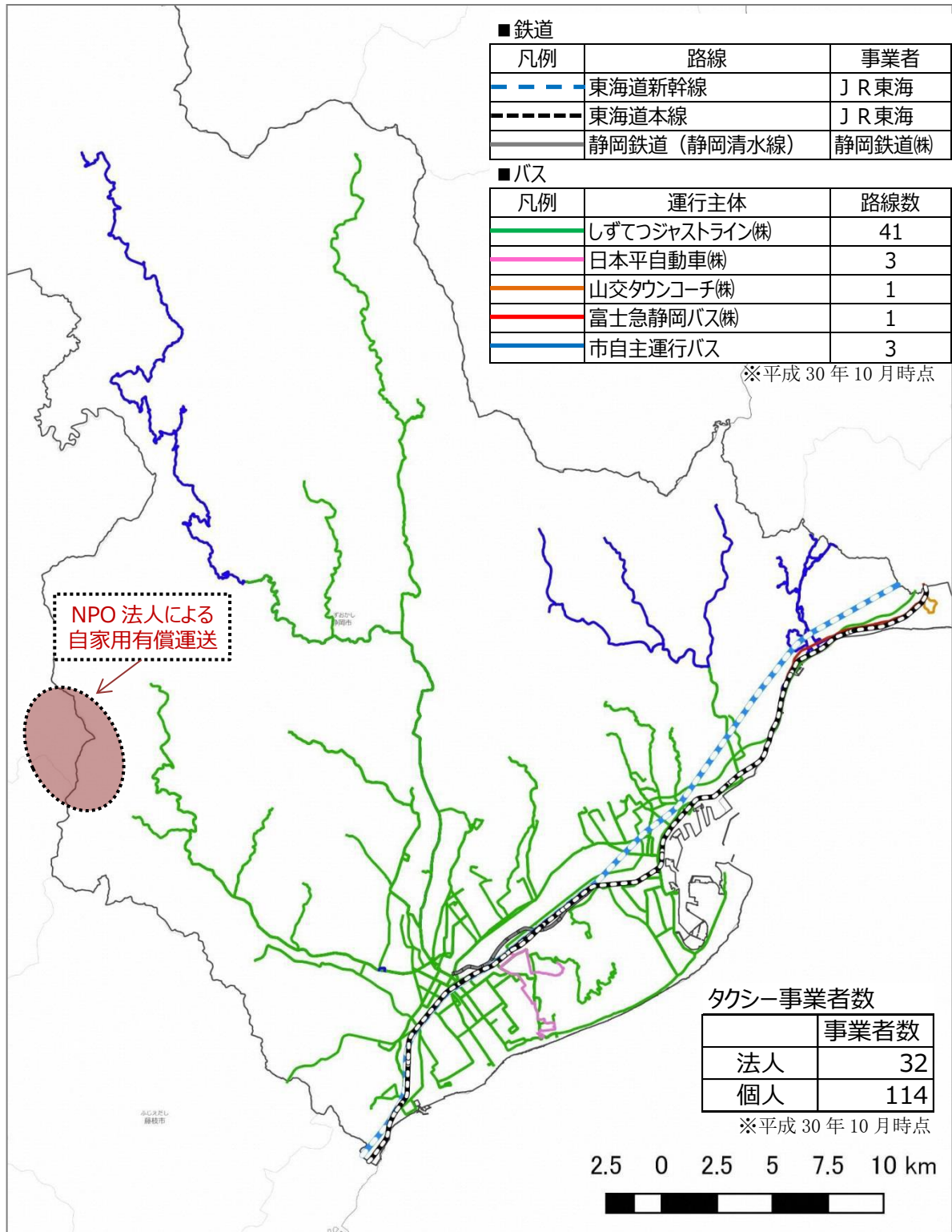


第4章 地域公共交通の概況

(1) 概況

・本市の地域公共交通は、鉄道2路線、路線バス46路線、自主運行バス^{*31}路線、NPO法人^{*32}による有償運送1地区、タクシー146社によって支えられている。



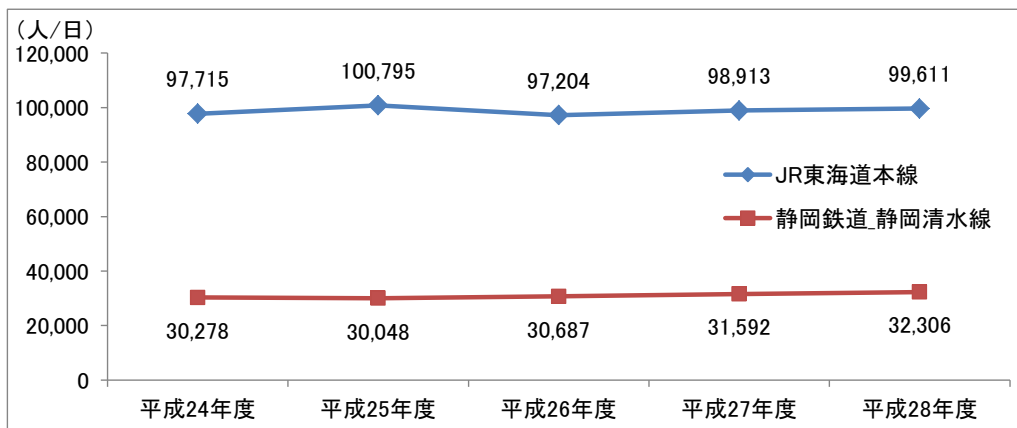
(2) 鉄道の状況

- ・ JR 東海道本線は 10 駅、1 日 100 本程度の運行がされている。
- ・ 静岡清水線は 15 駅、1 日 150 本前後の運行がされている。
- ・ 一日の乗車人数は JR 東海道本線が約 10 万人、静岡清水線が約 3 万人と微増傾向。
- ・ 駅別乗車人数では、JR 東海道本線では静岡駅が約 59,000 人と突出している。

▼JR 東海道本線および静岡清水線の利便性

	市内駅数	所要時間 (静岡-清水間)	運行本数 (本/日)		備考
			平日	休日	
JR東海道本線	10駅	約10分	104	100	静岡駅発上り方面
静岡鉄道静岡清水線	15駅	約20分	328	284	新静岡駅発

出典: 各社HPに掲載されている運行概要や時刻表等をもとに作成。平成30年3月時点。



出典: 静岡市統計書より作成

▲JR 東海道本線及び静岡鉄道_静岡清水線の乗車人数の推移

乗車人数(人/日)	(JR東海道本線)	(静岡清水線)	乗車人数(人/日)
1,551	新蒲原駅	新清水駅	3,142
759	蒲原駅	入江岡駅	336
1,657	由比駅	桜橋駅	2,157
1,657	由比駅	狐ヶ崎駅	2,505
2,270	興津駅	御門台駅	1,374
2,270	興津駅	草薙駅	3,579
10,934	清水駅	県立美術館前駅	900
10,934	清水駅	県総合運動場駅	1,531
8,639	草薙駅	古庄駅	1,619
8,639	草薙駅	長沼駅	1,094
8,024	東静岡駅	袖木駅	1,492
58,869	静岡駅	春日町駅	737
58,869	静岡駅	音羽町駅	763
4,599	安倍川駅	日吉町駅	698
1,545	用宗駅	新静岡駅	9,056

出典: 静岡市統計書より作成

▲JR 東海道本線及び静岡鉄道_静岡清水線の駅別乗車人数(5ヶ年平均:H24~H28 平均)

(3) バス及びタクシーの状況

①法制度の改正

・自動車を使い有償で旅客を輸送する事業は『道路運送法』第3条の「旅客自動車運送事業」に該当する。そのうち、不特定の旅客を輸送する場合は「一般旅客自動車運送事業」に該当し、さらに“輸送のしかた”によって3つ事業に区分される。

一般「乗合」旅客自動車運送事業（乗合バス、乗合タクシー^{*4}）

一般「貸切」旅客自動車運送事業（貸切バス）

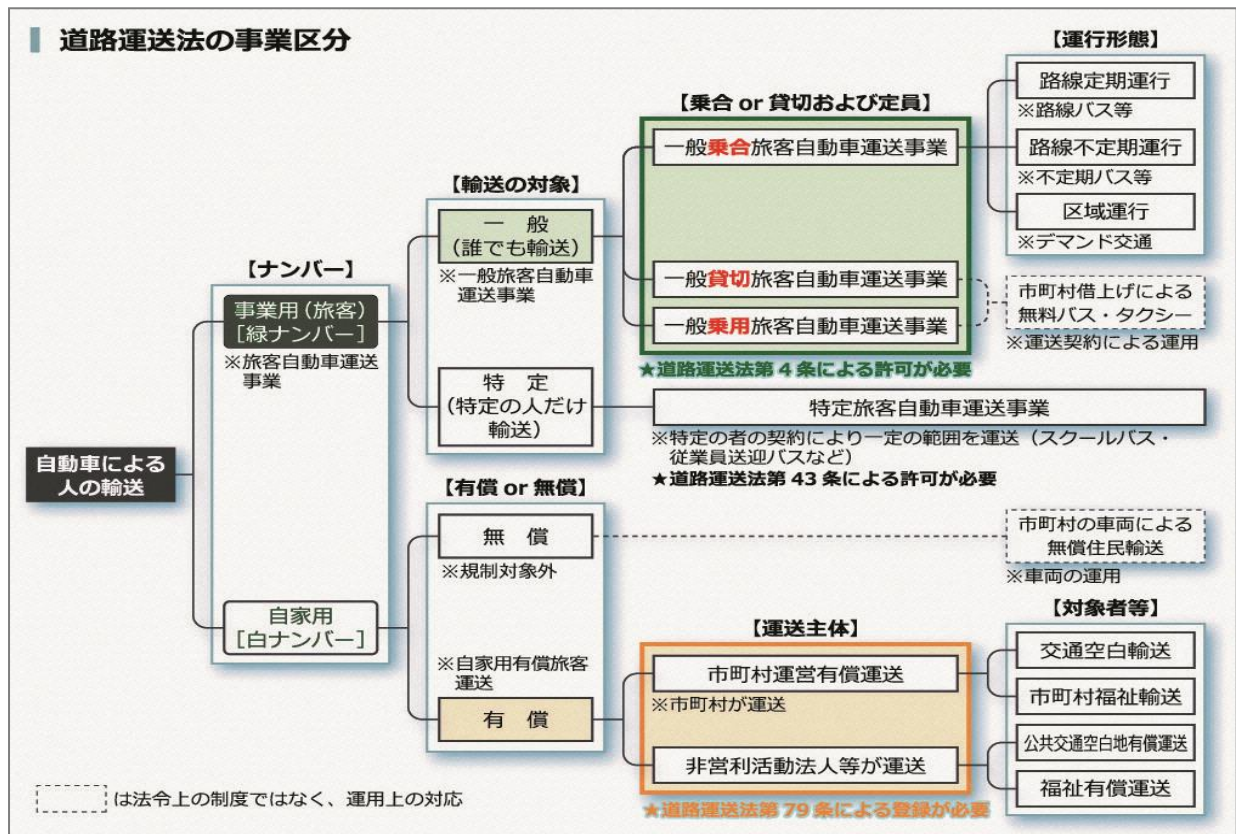
一般「乗用」旅客自動車運送事業（タクシー：乗車定員10人以下の貸切）

・また、平成18年の道路運送法の改正によって、路線定期運行の路線バス以外に、不定期運行、デマンド運行や乗合タクシー^{*4}も乗合バス事業となっている。（乗合事業の対象範囲の拡大）

・加えて、バスやタクシー事業者による運行が困難な地域では、市町村やNPO法人による運行サービスの提供も可能になっている。

自家用有償旅客運送^{*33}（市町村・特定非営利活動法人等が市町村の区域内の住民の運送を行う）

・なお、道路運送法の改正と合わせ、平成26年の「活性化再生法」の改正の中でも、「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）」が地域公共交通に位置づけられた。

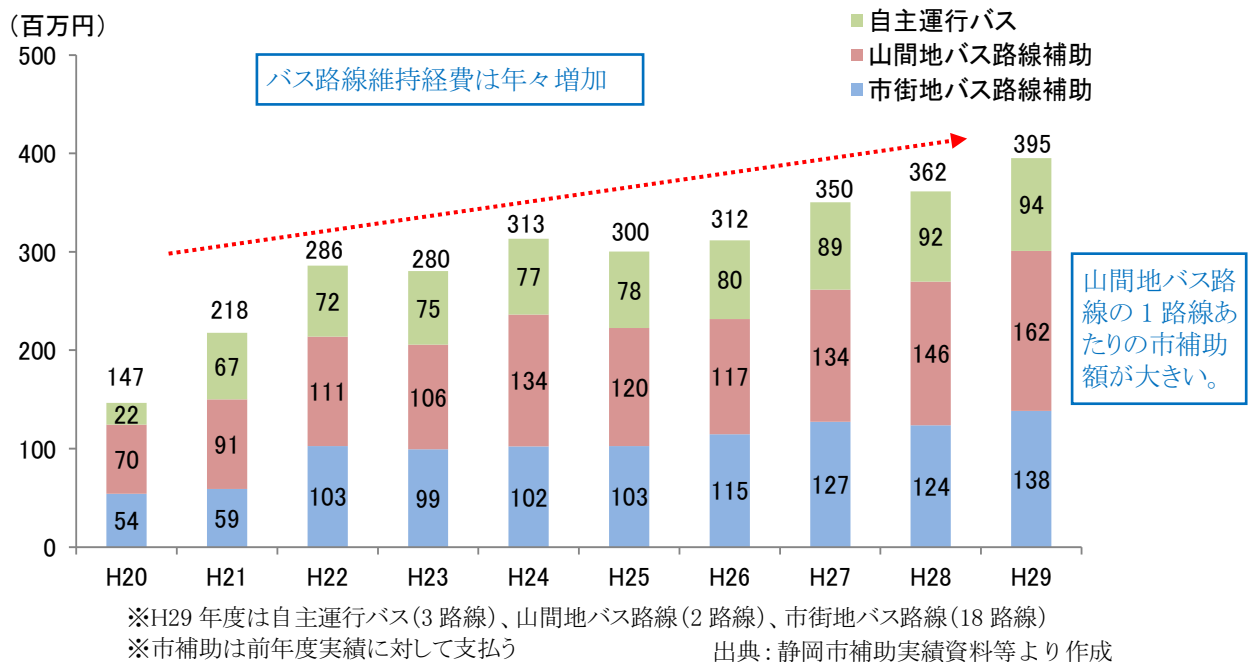


▲道路運送法の事業区分

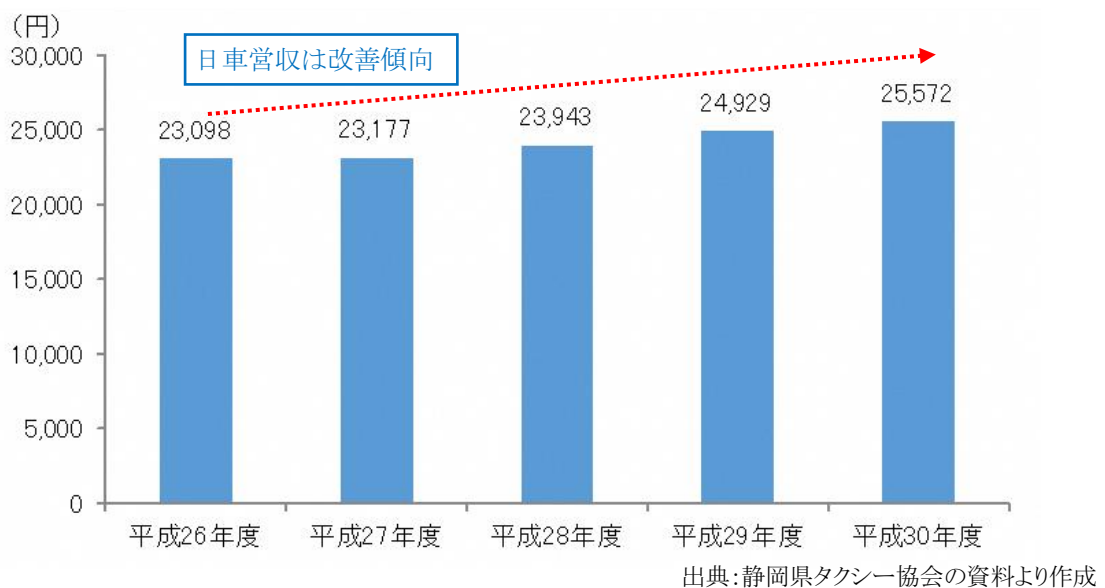
出典：地域公共交通のはじめの一步(国土交通省九州運輸局)

②バスやタクシーの状況

- ・路線バスについては、本市が負担している維持経費が増加傾向にある。特に山間部を運行する路線バスの1路線あたりの補助額が大きい。
- ・タクシーに関しては、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」、「道路運送法」、「タクシー業務適正化特別措置法」などを一部改正する法律（通称：タクシー「サービス」「安心利用」推進法）に基づき、本市（静岡交通圏）は準特定地域^{*34}に指定されていることから「静岡交通圏タクシー準特定地域協議会」を設置および、地域計画を作成し、減車や各種サービス向上に努めており、日車営収^{*35}は改善が図られている。



▲バス路線維持経費の推移(H20～H29)



▲日車営収の推移(タクシー協会員のみのデータ)

用語の解説（第4章）

*31: 自主運行バス

民間バス事業者では運行が難しくなって廃止された路線を中心に、自治体が自らが事業者となってバス事業者などに委託し運行を行うバスのこと。

*32: NPO法人

特定非営利活動法人のことで、利益を上げることが目的とせず、社会的な活動をするための組織。

*33: 自家用有償旅客運送

地域住民の生活に必要な交通手段を確保するために、路線バスやタクシーなどの営業車（緑ナンバー）ではない一般車（白ナンバー）を活用し、原則、会員登録をした方に限定して運送を行う運送形態のこと。

*34: 準特定地域

特定の地域において、タクシー事業が供給過剰となる恐れがあると認められる場合、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認められ、国土交通大臣により指定された地域。タクシー事業の新規参入の審査が厳格化されるとともに、増車も許可が必要となる。

*35: 日車営収

タクシーの1日実働1車あたりの営業収入のこと。